

令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業Q&A（令和5年8月8日時点）

- ※ 新たに追加・修正したQ&Aは赤字にしております。
- ※ 令和4年4月1日から令和5年5月7日までは、「感染者と接触があった者」を「濃厚接触者」と読み替えてください。

（全般）

- Q1 本事業における感染者の定義はどのようなものか。
- A 厚生労働省によると、感染者はPCR検査のほか抗原検査（いずれも自主検査含む）の結果、陽性と判定された者となります。
- Q2 施設・事業所として利用者が「感染者と接触があった者」であることを証明するために備えておくべきものはあるか。
- A 感染者と接触があった者に対応したことが分かる客観的な資料（記録等）があると望ましいと考えます。
- Q3 感染者が発生していない事業所や感染者と接触があった者に対するサービス提供を行っていない事業所は、本事業の補助対象になるか。
- A 交付要綱第5条に定める補助対象事業及び補助対象事業所・施設に当てはまらない場合は、補助を受けることはできません。
- Q4 職員が感染した場合は、常勤、非常勤職員を問わずに対象事業所として取り扱って良いか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、対象事業所として取り扱って良いか。
- A 差し支えありません（ボランティアは除く）。
- Q5 感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も、感染者が発生した事業所とみなされるか。
- A 同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所とみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。

（補助対象経費について）

- Q6 かかり増し経費に対して、本事業の補助金だけでなく、別の補助事業から補助金を

受ける場合は、補助対象となるか。

- A 他の補助金にて補助を受けている費用については、二重の補助となるため、補助の対象となりません。そのため、同じ経費を別々の補助金に申請することがないようにしてください。ただし、今回のかかり増し経費として500千円要し、うち、別の補助金にて200千円の補助を受けている場合は、残りの300千円に対しては、本事業において補助対象としてみなすことができます。

Q7 交付要綱第5条（1）の対象事業所・施設等において、感染を防ぐために令和4年4月1日以降に、あらかじめ購入した衛生用品等に要した購入費は補助対象になるか。

- A 感染者が発生した時点や**感染者と接触した者**に対応してサービス提供を行った時点からが補助対象の経費となります。そのため、感染者の発生や**感染者と接触した者**に対応してサービス提供を行う前に、あらかじめ感染防止として要した経費は対象となりません。

※感染の疑いがあり、その方が検査を受けて感染者となった場合であれば、感染の疑いとなった時点から要した経費は補助対象となります。検査結果が陰性であれば、補助対象とはなりません。

Q8 対象経費については、4月1日以降のものであれば、交付決定前に要した経費についても対象としてよいか。また、例えば感染者の発生日が令和4年度末でも対象経費の発生が令和5年4月1日以降であれば、対象としてよいか。

- A お見込みのとおりです。

Q9 「一定の要件に該当する自費検査費用」は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費も含まれるか。

- A 別記2の要件を満たす場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費も含まれます。

Q10 複数サービスを実施している事業所の場合、補助基準単価は各サービスの単価合計で申請できるか。

- A 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、**補助対象となるサービスについて、それぞれの基準単価まで申請できます。サービス毎に申請書を提出してください。**

Q11 障害者支援施設が自費検査を実施する場合、当該施設が実施する日中活動のみで勤務する職員や当該施設が実施する日中活動に通所する利用者に対する自費検査の費用も

対象となるか

A 職員は対象となりますが、通所のみ利用している利用者は対象外となります。なお、基準単価については、施設入所支援の基準単価を用いて下さい。

Q12 「施設・事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。

A 対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。

〈補助対象の具体例〉

清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る施設・事業所の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての筥・ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なごみ箱、**バケツ**など））

Q13 「感染者又は**感染者と接触した者**への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、どのような物が補助対象となるのか。

A その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーティション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、使い捨て食器、おむつなどは補助対象外となります。

ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象となります。

Q14 事業所の運営を休業している間に職員に支払った休業補償は、補助対象となるか。

A 補助対象外です。

（申請について）

Q15 交付申請を行うにあたり、本事業に要した費用の根拠となる資料を提出する必要があるか。

A 都が必要と認めた場合に提出を求める予定です。そのため、適切に管理して下さい。
根拠資料がない、金額が確認できない場合は、補助金の返還となります。また、補助事業完了後であっても、交付要綱別記1の15に基づき、会計年度終了後5年間保存する必要があります。

Q16 同一事業所・施設が複数回申請することはできるか。

A **1事業所・施設当たりの補助額の上限を超えていなければ、複数回の申請が可能です。**
例えば、就労移行支援事業所の補助基準額は221千円ですが、既に本事業において100千円の補助を受けている場合は、2回目の申請において121千円までであれば、補助を受けることができます。

(令和4年度分経費の申請について)

Q17 居宅介護で、令和4年度中に70千円の補助交付を受けたが、今年度に令和4年度分として申請できる補助上限額はいくらになるか。

A 居宅介護の補助基準額 107千円 - 既に補助交付を受けている額 70千円 = 37千円が補助上限額になります。

Q18 令和5年度分は補助申請しない代わりに、その補助基準額を令和4年度分の補助基準額に上乗せすることはできるか。

A 補助基準額は令和4年度、令和5年度それぞれ別々に適用されるので、一方の年度の補助基準額を他方の年度に上乗せすることはできません。

Q19 令和4年度に申請した備品を、今回の交付申請でもう一度申請することはできるか。

A 令和4年度に既に補助交付を受けている経費と同一の経費を申請することは、二重の補助に当たるため申請できません。ただし、既に補助交付を受けている経費と同じ品目で、補助交付を受けていない部分については、申請することができます。(例: 消毒液を50本購入し、そのうち30本について令和4年度に補助交付を受けている場合、残りの20本については申請できます。)

なお、令和4年度分の申請をした場合は、令和4年度中に提出された申請書を確認し、重複申請がないか確認を行います。そのため、令和4年度中に申請した経費と同じ品目の未申請経費を計上する場合は、その経費が未申請である旨を申請書別紙1-2-1の積算内訳に記載して下さい。